

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、日本語に通じない外国人に日本で進学するために必要な日本語を指導して、日本語を用いて社会に参加し、自立的・協働的に学ぶことができる人材の育成を目的とする。

（名称）

第2条 本校は、『大阪なにわ日本語学校』（英語名は Osaka Naniwa Japanese Language School）と称する。

（所在地）

第3条 大阪府大阪市浪速区大国3-12-18に置く。

第2章 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

（日本語教育課程）

第4条 本校は、第3章第12条の表の日本語教育課程として、専門学校への進学を目的とした留学のための課程である、進学2年コース及び進学1年6か月コースを置く。

（修業期間）

第5条 進学2年コースの修業期間は2年間で、4月1日に始まり翌々年の3月31日とする。

2 進学1年6か月コースの修業期間は1年6か月で、10月1日に始まり翌々年の3月31日とする。

（学期）

第6条 学期は、次のとおりとする。

- （1）春学期（4月1日から6月30日まで）
- （2）夏学期（7月1日から9月30日まで）
- （3）秋学期（10月1日から12月31日まで）
- （4）冬学期（1月1日から3月31日まで）

（授業日数及び授業を行わない日）

第7条 本校が授業を開講できる日数は1年から授業を行わない日を除いた日数とする。

2 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- （3）春季休業（3月下旬から4月上旬）
- （4）夏季休業（8月上旬から8月下旬）
- （5）秋季休業（9月下旬から10月上旬）
- （6）冬季休業（12月下旬から1月上旬）

3 教育上必要で、且つやむを得ない事情があると校長が認めた時は、前項の授業を行わない日を臨時に変更することができる。

4 第2項に定める授業を行わない日の他、校長は臨時の授業を行わない日を定めることができる。

5 以下のどれかに該当する場合、臨時休校となり授業は行われぬ。

- （1）朝7時の時点で大阪市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている
- （2）朝7時の時点でJR大阪環状線と大阪メトロの両方が運行停止している
- （3）地震に係る警戒宣言が発令されている
- （4）警報等がなくても気象状況や通学路の状況等を鑑みて校長が休校と判断した場合

（授業の始終業時刻）

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻（午前09時20分）
- (2) 終業時刻（午後0時40分）
- (3) 授業時数（45分／1単位時間とする）

（出席・早退・遅刻・欠席・出席停止・特別欠席）

第9条 学校が定めた出席すべき日に不足なく1単位時間に参加した場合、該当授業の出席が認められる。

- 2 1単位時間終了10分前以降に下校した場合、早退として扱われる。10分前以前に下校した場合、欠席として扱われる。
- 3 早退が3回累積した場合、1回の欠席として扱われる。
- 4 1単位時間開始から10分以内に出席した場合、遅刻として扱われる。
- 5 授業に出席しない場合、または、1単位時間開始から10分以上遅れて出席した場合、欠席として扱われる。また、遅刻が3回累積した場合、1回の欠席として扱われる。
- 6 出席停止は、学校保健安全法施行規則第18条に該当する感染症の場合、同法第19条に定められている必要な日数または時間数が出席停止として扱われる。
- 7 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当しかつ校長の承認を経た場合に限り、必要な日数または時間数が出席として扱われる。
 - (1) 非常災害
 - (2) 忌引き（3親等以内に限る）
 - (3) 入学試験参加のための欠席
 - (4) その他、校長が特別欠席と判断したもの

第3章 在籍、教育課程及び授業日時数に関する事項

第10条 本校に在籍できる者は、12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了し、正当な手続きによって日本国への入国を許可され、または許可される見込みがあり、且つ、我が国で進学することを目指す外国人等で、校長が許可した者とする。

（在籍の開始時期）

第11条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程ごとに校長が定める。

（日本語教育課程）

第12条 本校には、以下の表の日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ次項に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力到達目標	収容定員数	授業科目	言語活動	授業日時数
進学2年コース (A1レベル相当から学習開始)	2年	B2	40人	総合	話す(やりとり)	24か月 (916単位時間)
					話す(発表)	
					聞く	
					読む	
				漢字	書く	24か月 (272単位時間)
					読む	
				読解	読む	24か月 (100単位時間)
				聴解	聞く	6か月 (60単位時間)
講義の聴解	聞く	6か月 (60単位時間)				
	書く					
作文	書く	24か月 (160単位時間)				
進学1年6か月コース (B1レベル相当から学習開始)	1年6か月	B2	40人	総合	話す(やりとり)	18か月 (672単位時間)
					話す(発表)	
					聞く	
					読む	
				漢字	書く	18か月 (204単位時間)
					読む	
				読解	読む	18か月 (60単位時間)
				聴解	聞く	18か月 (60単位時間)
講義の聴解	聞く	6か月 (60単位時間)				
	書く					
作文	書く	18か月 (120単位時間)				

(教育の提供方法)

第13条 本校は、学習者、教育機関、関係行政機関等の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。

第4章 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

(学習の評価)

第14条 学習の評価は、授業内発表、授業内提出物、小テスト、学期末試験に基づいて行う。

2 学習者評価は、次に掲げるとおり、A～Eまでの5段階評価とする。

5段階評価	100点換算
A	90点～100点
B	80点～89点
C	70点～79点
D	60点～69点
E	0点～59点

- 3 第2項の評価におけるA、B、C、Dは合格とし、Eは不合格とする。
- 4 不合格になった場合は、再発表、再提出、再試験を課し、これに合格することでDとする。
(進級・卒業・満期退学の認定)

- 第15条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第14条に定める学習の評価を行い、全ての科目においてD以上の成績を収め、各学期に行われる個人面談に全て参加した者に対して進級を認定する。
- 2 本校所定の日本語教育課程を受講した者で、在籍期間通算の出席率が90%以上で、各学期に行われる個人面談に全て参加しており、学習の評価において全ての学期を通してD以上の成績を収めた場合、日本語教育課程を修了したのものとして、卒業証書を授与する。
- 3 本校所定の日本語教育課程を受講した者で、在籍期間通算の出席率が90%未満、個人面談に全て参加していない、学習の評価において全ての学期を通してEが1つ以上ある、これらのいずれかに該当する場合、満期退学とし、在籍証明証を発行する。

第5章 収容定員に関する事項

(コースの収容定員)

- 第16条 コースの収容定員は、第3章第12条の表に掲げる収容定員数とする。

(クラスの定員)

- 第17条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を学ぶ学習者を20名以下ごとに分けて編成する。

(教室の収容定員)

- 第18条 1つの教室で同時に授業を受けることができる生徒数は20名までとする。

第6章 教員及び職員の体制に関する事項

(教員及び職員組織)

- 第19条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 本務等教員
- (4) その他の教員
- (5) 事務を統括する職員
- (6) 生活指導担当者
- (7) 事務員

(校長)

- 第20条 校長は、本校の業務を司り、所属する教員及び職員を管理・監督する。

(主任教員)

- 第21条 主任教員は、本務等教員の中から選ばれた本務等教員及びその他の教員指導の責任者であり、日本語教育課程の編成を行う。

(本務等教員)

- 第22条 本務等教員は、主任教員の指示のもと、日本語教育課程の編成に参加し、その他の教員

指導を行う。

(その他の教員)

第23条 その他の教員は、校長、主任教員、本務等教員の指示のもと、授業を実施する者として、日本語教育課程の編成には携わらない。

(事務を統括する職員)

第24条 事務を統括する職員は、事務業務の責任者として、学生の入国在留業務、教職員の勤怠管理等業務を行う。

(生活指導担当者)

第25条 生活指導担当者は、事務を統括する職員の指示のもと、学生の生活指導及び関連する業務に従事する。

(教職員会議)

第26条 円滑な学校運営のために教職員会議を実施する。

2 教職員会議は校長が主宰する。

第7章 入学、退学、転学、休学に関する事項

(入学)

第27条 本校への入学は次のとおりとする。

- 2 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- 3 前項の手續を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第31条に定める1年目計の学費及び必要な書類(募集要項参照)を添えて入学の手續きをしなければならない。
- 5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

(退学)

第28条 学生本人の意志により退学をしようとする場合は、自主退学に該当し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 第15条第2項に定める卒業要件を満たさない者で、第15条第3項に該当する者に対して、校長は満期退学にすることができる。
- 3 第35条第4項または第5項に該当し退学処分を受けた者に対して、校長は懲戒退学にすることができる。
- 4 学費の納入を怠り、督促を受けても尚納入しない者に対して、校長は措置退学にすることができる。
- 5 長期にわたり連絡が取れない者に対して、校長は措置退学にすることができる。

(転学)

第29条 本校から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

- 2 本校へ転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、校長と現在籍先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。
- 3 災害等で校舎が使用できない場合、本校は学生を支援し、協定校への転学・編入学を勧める。

(休学)

第30条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、1か月以上修学することが困難となった場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学は、2か月を超えることはできない
- 3 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学す

ることができる。

第8章 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

(学費)

第31条 日本語教育課程を受講する者は、学費としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

進学2年コース (消費税込み)			
1年目 (入学時) 4月～3月 (12か月)		2年目 (入学1年後) 4月～3月 (12か月)	
(1) 入学金	50,000円	(1) 入学金	0円
(2) 授業料	655,000円	(2) 授業料	655,000円
(3) 教材費	43,000円	(3) 教材費	20,000円
(4) 課外活動費	20,000円	(4) 課外活動費	20,000円
(5) 保険料	10,000円	(5) 保険料	10,000円
(6) 健康管理費	5,000円	(6) 健康管理費	5,000円
(7) 施設費	15,000円	(7) 施設費	15,000円
(8) 設備費	15,000円	(8) 設備費	15,000円
1年目計	813,000円	2年目計	740,000円

進学1年6か月コース (消費税込み)			
1年目 (入学時) 10月～9月 (12か月)		2年目 (入学1年後) 10月～3月 (6か月)	
(1) 入学金	50,000円	(1) 入学金	0円
(2) 授業料	655,000円	(2) 授業料	327,500円
(3) 教材費	40,000円	(3) 教材費	0円
(4) 課外活動費	20,000円	(4) 課外活動費	10,000円
(5) 保険料	10,000円	(5) 保険料	5,800円
(6) 健康管理費	5,000円	(6) 健康管理費	5,000円
(7) 施設費	15,000円	(7) 施設費	7,500円
(8) 設備費	15,000円	(8) 設備費	7,500円
1年目計	810,000円	2年目計	363,300円

(納入金の返金)

第32条 進学2年コースまたは進学1年6か月コースを入学前または途中で終える者は、特定商取引

法第49条中途解約の規定に従って返金する。

- 1 入学前に辞退した場合
15,000円を差し引いた額を学生本人または経費支弁者に返金する。
- 2 入学後に辞退した場合
授業料、施設費、設備費の費用に関しては按分し、それ以外の費用に関しては実費で使用した分を除き返金する。その場合、5万円または学費の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を除いた金額を学生本人または経費支弁者に返金する。

第9章 賞罰に関する事項

(賞罰)

第33条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(奨学金)

第34条 校長は、以下に該当する学生に対して奨学金を支給することができる。

①日本語能力試験N1合格	¥30,000 (留学ビザで本校に在籍し、本校在籍期間中に合格した学生)
②日本語能力試験N2合格	¥20,000 (留学ビザで本校に在籍し、本校在籍期間中に合格した学生)
③日本語能力試験N3合格	¥10,000 (留学ビザで本校に在籍し、本校在籍期間中に合格した学生)
④皆勤賞	¥5,000 (留学ビザで本校に在籍し、半年間の出席率が100%の学生)
⑤精勤賞	¥3,000 (留学ビザで本校に在籍し、半年間の出席率が98%以上の学生)

尚、支給条件は以下のとおりである。

- (1) 対象となる期間中の学習態度に問題がなく、学費に延滞のない者。
- (2) ④⑤共に該当する場合は、④のみを支給する。

(懲戒処分)

第35条 学生が、この規則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に悖る行為があった場合、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の訓告は、学生の問題行動に対して行うものとする。訓告処分を3回受けて尚改善の見込みがない者に対して、校長は停学処分を行うことができる。
- 4 第2項の停学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。停学処分を2回受けて尚改善の見込みがない者に対して、校長は懲戒退学処分を行うことができる。
 - (1) 他の学生に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
 - (2) 教職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設または設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 5 第2項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 健康診断に関する事項

(健康診断)

第36条 健康診断は入学後1か月以内に実施の後、1年後に再度実施する。

付則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。